

＜鳥取労働局主催＞

# 働き方改革関連法説明会の開催

平成 30 年 6 月 29 日に、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを盛り込んだ、「働き方改革関連法」が成立し、平成 31 年 4 月 1 日より順次施行されます。

鳥取労働局では働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、県内 3 か所において説明会を開催します。**省令・指針に基づいた具体的な取組の説明**を行いますので是非ご参加願います。

併せて、事業主の皆様のお困りの点や疑問点についての個別相談会も同時開催します。

参加を希望される方は、説明会チラシの裏面の参加申込書により FAX 等にてお申し込みください。(個別相談会の事前申し込みは不要です。)

会場	人数	開催日	説明時間	個別相談会
鳥取会場 さざんか会館 大会議室 所在地：鳥取市富安 2 丁目 104-2 電話：0857-29-7151	200 名	平成 31 年 1 月 29 日(火)		
米子会場 米子コンベンションセンター 小ホール 所在地：米子市末広町 294 電話：0859-35-8111	250 名	平成 31 年 1 月 30 日(水)	13:30 ?	13:30 ?
倉吉会場 倉吉未来中心 セミナールーム 3 所在地：倉吉市駄経寺町 212-5 電話：0858-23-5390	180 名	平成 31 年 2 月 1 日(金)	16:30	17:00

※申し込みの締切日は各会場とも開催日の 3 日前としますが、先着順につき定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

## ◆説明内容

### ☆労働時間法制の見直し等について (13:30~15:30)

- ・時間外労働上限規制への対応 (36 協定の新様式等)
- ・年次有給休暇の時季指定 (就業規則の記載例等)
- ・長時間労働者に対する面接指導等の強化

### ☆同一労働同一賃金について (15:30~16:30)

- ・ガイドラインの概要
- ・パートタイム・有期雇用労働法に対応するための取組手順及び支援制度

## ◆個別相談会 (個別相談会のみ参加も可能です。)

### ☆働き方改革サポートオフィス鳥取

働き方改革関連法に関すること、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などのご相談に応じます。

### ☆鳥取県よろず支援拠点

売上アップや経営改善、経営に関する気になること・困っていること等、事業主の皆様の抱える課題のご相談に応じます。

## ◆申込み・問合せ先

裏面参加申込書に必要事項を記載の上、下記あて FAX 等によりお申し込みください。(締切日：開催日の 3 日前)

鳥取労働局雇用環境・均等室

〒680-8522 鳥取市富安 2 丁目 89-9

TEL:0857-29-1709 FAX:0857-29-4142

【主催】鳥取労働局 【共催】鳥取県

# 「働き方改革関連法説明会」参加申込書

鳥取労働局雇用環境・均等室 宛

《FAX：0857-29-4142》

フリガナ 事業場名			
電話番号	( ) -		
参加会場 (参加会場に○印を 付け、参加者数をご 記入ください)	鳥取 (1/29)		参加者数 _____ 名
	米子 (1/30)		参加者数 _____ 名
	倉吉 (2/1)		参加者数 _____ 名

※ F A X 送信に当たっては、番号のお間違えが無いようご確認願います。

## ※ 会場制限

## ※ 内容説明

## ※ 申込・問合せ